

入間市の基地対策

令和6年3月

埼玉県入間市

目 次

はじめに

I 入間基地

1. 入間基地の概要	P. 5
2. 入間基地のあゆみ	P. 6
3. 協議会	
(1) 埼玉県基地対策協議会	P. 7
(2) 全国基地協議会	P. 7
(3) 防衛施設周辺整備全国協議会	P. 7
4. 補助事業・補償等	
(1) 民生安定事業（法第8条）	P. 8
(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）	P. 8
(3) 防音事業関連維持事業（法第3条第2項関係）	P. 9
(4) 住宅防音工事（法第4条）	P. 10
(5) 農耕阻害損失補償（法第13条）	P. 11
(6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）	P. 12
5. 騒音測定結果	
(1) 埼玉県調査	P. 12
(2) 北関東防衛局調査	P. 13
6. 航空機騒音に関する苦情件数	P. 13

II 横田基地

1. 横田基地の概要	P. 14
2. 横田基地のあゆみ	P. 14
3. 補助事業	
(1) 障害防止事業（法第3条第2項）	P. 15
(2) 防音事業関連維持事業（法第3条第2項関係）	P. 15
(3) 住宅防音工事（法第4条）	P. 16
4. 騒音測定結果	
(1) 埼玉県調査	P. 17
(2) 北関東防衛局調査	P. 17
5. 航空機騒音に関する苦情件数	P. 18

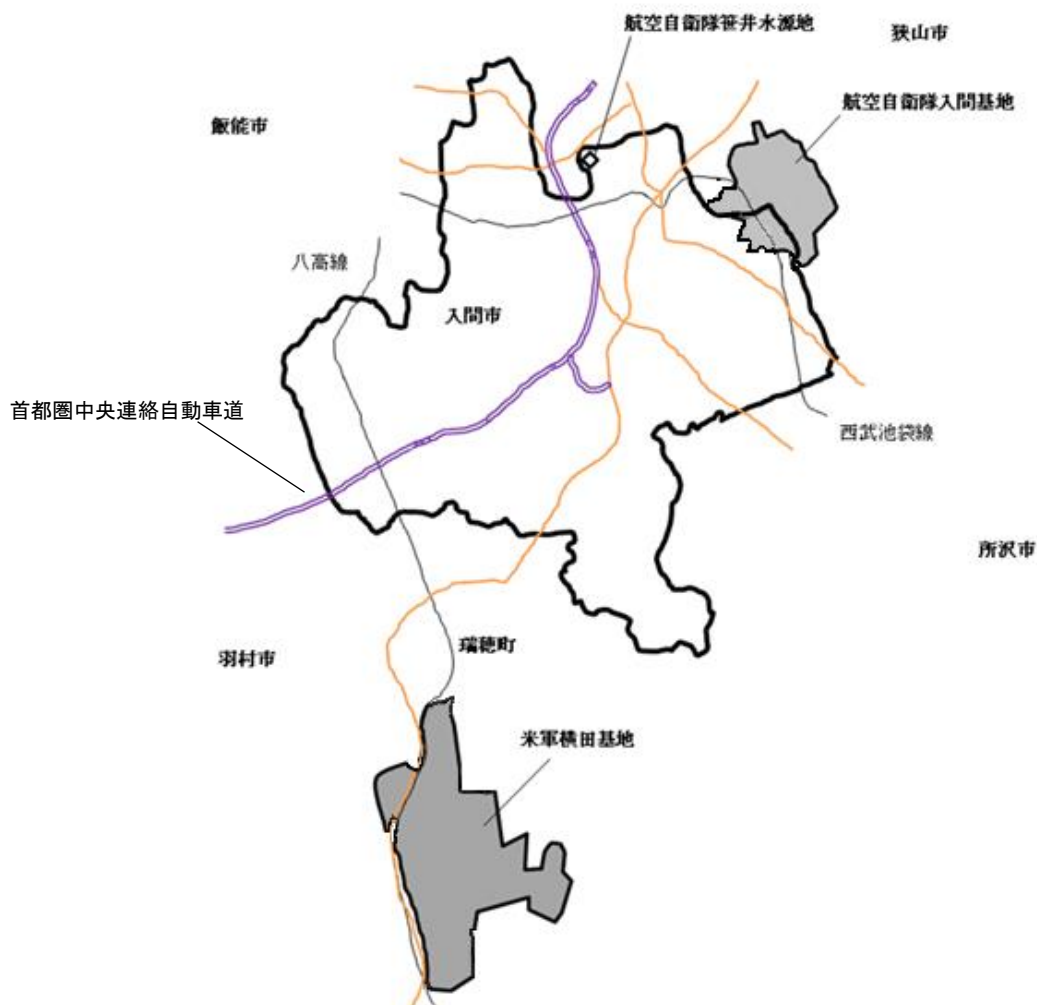
Ⅲ ジョンソン基地跡地利用

- 1. これまでの利用経過等 P.19
- 2. ジョンソン基地跡地留保地利用計画
 - (1) 入間市駅前側留保地 P.25
 - (2) 旧東町側留保地（災害対処拠点施設等） P.26

■ はじめに

入間市の北東部には、狭山市にまたがって航空自衛隊入間基地があり、また、入間市の南側には、福生市・瑞穂町・武蔵村山市・羽村市・立川市・昭島市の5市1町にまたがる横田基地があります。そのため、両基地に飛来する自衛隊機及び米軍機により航空機騒音被害を受けています。入間市では、埼玉県内や全国の基地所在または周辺市町村で構成される協議会に所属し、国に対し、市民が安心して暮らすことができるよう定期的に要望活動を行うとともに、国が実施する基地周辺対策事業により生活環境の整備を図っています。

また、入間基地の前身であるジョンソン基地の跡地は、小学校や中学校、図書館などの公共施設に順次利用してきましたが、未利用の「留保地」は、1カ所（入間市駅前側）残っています。



I 入間基地

1. 入間基地の概要

名 称： 航空自衛隊入間基地

所 在 地： 狭山市稲荷山2丁目3番地

面 積： 3.2 km² そのうち入間市分 0.48 km² (15.03%) ※1

滑 走 路： 長さ 2,000m 幅員 45m

隊 員 数： 約 4,500 人

部 隊 数： 18 部隊

- ・ 中部航空方面隊司令部
- ・ 中部航空警戒管制団
- ・ 中部高射群
- ・ 中部航空方面隊司令部支援飛行隊
- ・ 中部航空施設隊
- ・ 航空救難団
- ・ 電子作戦群
- ・ 作戦システム管理群
- ・ 第2輸送航空隊
- ・ 入間管制隊
- ・ 入間気象隊
- ・ 飛行点検隊
- ・ 航空医学実験隊
- ・ 航空安全管理隊
- ・ 入間地方警務隊
- ・ 第3補給処
- ・ 第4補給処
- ・ 自衛隊入間病院

保有航空機(約 50 機)： C-1、C-2、RC-2、YS-11、U-125、
U-4、T-4、CH-47J、U-680A

そ の 他： ペトリオットシステム

※1 平成30年 面積を旧東町側留保地 0.28 km²、笹井水源地 0.01 km²を加えた数値へ変更。

2. 入間基地のあゆみ

昭和 13 年 (1938)	・ 陸軍士官学校豊岡分校として発足
21 年 (1946)	・ ジョンソン基地に改称
33 年 (1958)	・ 入間基地発足
34 年 (1959)	・ 管制隊、気象隊新設
36 年 (1961)	・ 米軍より管制業務の移管
37 年 (1962)	・ 飛行場管制業務開始、第3補給処編成
39 年 (1964)	・ 第1高射群編成
43 年 (1968)	・ 中部支援飛行班新設（総隊司令部飛行隊）
48 年 (1973)	・ C-1 輸送機 配備
51 年 (1976)	・ 第4補給処編成
53 年 (1978)	・ 米軍よりジョンソン基地全面返還
63 年 (1988)	・ 入間ヘリコプター空輸隊編成
平成 4 年 (1992)	・ 第1高射群第4高射隊 ペトリオット器材導入
6 年 (1994)	・ T-4 練習機、配備開始
9 年 (1997)	・ 多用途支援機U-4、2輸空隊 配備
11 年 (1999)	・ 航空医学実験隊、加速度訓練装置3号機完成
19 年 (2007)	・ 第1高射群、第4高射群、日本初PAC3 配備
令和 2 年 (2020)	・ 飛行点検機U-680A 配備 ・ 電波情報収集機RC-2 配備
3 年 (2021)	・ C-2 輸送機 配備
4 年 (2024)	・ 航空医学実験隊 立川分屯基地より移転 ・ 自衛隊入間病院 新設
5 年 (2023)	・ 航空安全管理隊 立川分屯基地より移転 ・ 第1高射群、第4高射群が統合し中部高射群に改編 ・ 重要土地等調査法に基づく重要施設に指定

入間基地の前身は昭和13年（1938）発足の陸軍士官学校豊岡分校で、同年、陸軍航空士官学校となりました。終戦とともに米空軍が進駐。昭和21年（1946）ジョンソン基地と命名されました。昭和29年（1954）防衛庁の設置とともに航空自衛隊が発足し、基地内にも部隊が誕生しました。昭和33年（1958）中部航空方面隊司令部が設置され、入間基地が発足しました。

航空自衛隊最大の補給基地としての任務に加え、近年は、災害派遣、海外派遣、防空業務が強化されています。

災害派遣は、昭和 60 年(1985)日航機墜落事故、平成 7 年(1995)阪神淡路大震災、平成 16 年(2004)新潟県中越地震、平成 19 年(2007)新潟県中越沖地震、平成 23 年(2011)東日本大震災、平成 25 年(2013)台風 26 号による土砂災害(大島)、平成 28 年(2016)熊本地震、平成 30 年(2018)北海道胆振東部地震、令和元年(2019)台風 15 号、台風 19 号、令和 2 年(2020)7 月豪雨、令和 6 年(2024)能登半島地震等で、人命救助や物資輸送、被害復旧の実施のため派遣されています。

海外派遣は、平成 16 年(2004)のイラク復興支援隊要員派遣、平成 17 年(2005)のスマトラ沖地震によるインドネシア国際緊急援助空輸隊要員が派遣されています。

防空業務は、首都圏防空の要として昭和 39 年(1964)の第 1 高射群の編成以来行われてきましたが、平成 18 年度末に PAC3 が配備され、防空業務の強化が行われています。

3. 協議会

入間基地が所在する入間市は、次の協議会に所属し、市民が安心して暮らすことができるよう定期的に要望活動を行っています。

(1) 埼玉県基地対策協議会

毎年「基地対策に関する要望書」を政府関係機関及び県内選出の国会議員に対して提出しています。米軍基地の返還、基地周辺整備の促進、基地交付金・調整交付金の増額等の実現に向けて働きかけを行っています。

構成： 1 県 12 市 2 町(埼玉県、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町)

事業内容： 総会、幹事会、事務担当者会議、要望活動、研修会

(2) 全国基地協議会

毎年「基地交付金等に関する要望書」を政府関係機関に対して提出しています。国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額等働きかけを行っています。

構成： 米軍及び自衛隊が所在する地方公共団体 1 都 159 市 72 町村(合計 232 団体)(令和 5 年 4 月 1 日現在)

事業内容： 総会、役員会、要望活動、研修会

(3) 防衛施設周辺整備全国協議会

毎年「防衛施設周辺整備対策に関する要望書」を政府関係機関に対して提出して

います。自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図るための働きかけを行っています。

構 成： 防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体 155 市 87 町村（合計 242 団体）（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業内容： 総会、役員会、要望活動、研修会

4. 補助事業・補償等

(1) 民生安定事業（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第 8 条）

入間市では、道路改修や公共施設の整備等に補助を受けてきました。表中の令和 2 年度実績は、消防ポンプ車の購入に活用しました。

【実績】

区 分	事 業 数	事業費（円）	補助額（円）
令和 4 年度	—	—	—
令和 3 年度	—	—	—
令和 2 年度	1	16,985,000	11,323,000
令和元年度	—	—	—
平成 30 年度	—	—	—

【参考：法の抜粋】

法第 8 条（民生安定施設の助成）

国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第 9 条）

従来、道路整備や「加治丘陵さとやま計画」に基づく用地取得や施設整備に充当してきました。国による交付額の見直しと充当事業の拡大に伴い、平成 23 年度に子ども医療基金を造成し、平成 25 年度からは全額を基金へ積み立てています。

【実績】

区 分	事 業 数	事業費（円）	補助額（円）
令和４年度	1	177,179,957	93,558,000
令和３年度	1	158,224,709	90,762,000
令和２年度	1	150,522,175	90,172,000
令和元年度	1	189,967,233	83,697,000
平成３０年度	1	195,061,134	84,407,000

【参考：法の抜粋】

法第９条第２項（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であって政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(3) 防音事業関連維持事業（法第３条第２項関係）（15 ページ参照）

法第３条第２項の規定に基づき補助を受けて防音工事を実施した小学校、中学校、幼稚園等に設置されている空調設備を稼働させることに伴い超過負担となっている電気料金等が補助されます。

法第３条第２項の規定に基づく防音工事とは、自衛隊等の特定の行為、すなわち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、また、自衛隊等の管理する飛行場を使用して行われる民間航空機の離着陸、機甲車両のひん繁な使用と射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施により生じる音響の障害を防止または軽減するために行う工事をいいます。

入間基地による対象は、小学校９校、中学校６校、保育所１所です。

- ・小学校 … 豊岡小学校、黒須小学校、扇小学校、藤沢小学校、藤沢南小学校、藤沢東小学校、藤沢北小学校、東町小学校、高倉小学校
- ・中学校 … 豊岡中学校、藤沢中学校、向原中学校、黒須中学校、上藤沢中学校、東町中学校
- ・保育所 … 豊岡保育所

【推移】

区 分	事業費（円）	補助額（円）
令和４年度	6,953,598	2,917,000
令和３年度	2,977,228	1,664,000
令和２年度	2,560,223	1,220,000
令和元年度	2,198,716	1,270,000
平成３０年度	1,740,528	1,018,000

(4) 住宅防音工事（法第４条）（16 ページ参照）

環境基本法により定められた環境省告示「航空機騒音に係る環境基準について」の趣旨を踏まえ、屋内を 60WECPNL 以下に低減することを目的として、外部開口部を防音サッシなどに取り替え、快適な屋内環境を保持するためエアコンなどの設置に対する補助です。

また、防音工事により設置した空調機器（エアコン及び換気扇など）又は防音建具（防音サッシ）であって、設置後 10 年以上経過し、老朽化などにより故障など不具合が生じている空調機器などを対象に、その機能を復旧する工事も補助の対象です。

入間基地（入間飛行場）に起因する住宅防音工事の実績は次のとおりです。

【実績】

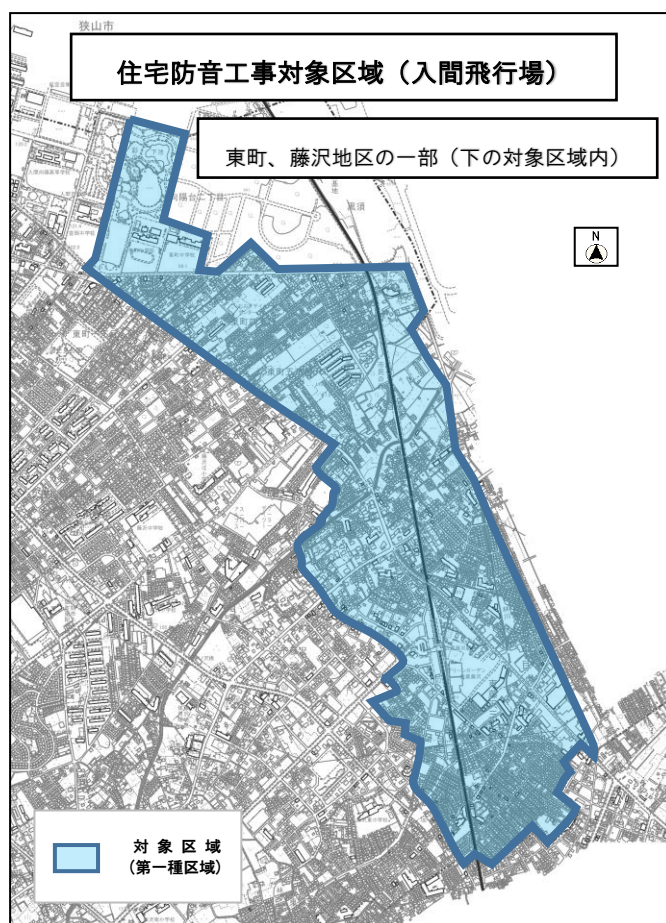
区 分	世帯数	補助額（円）
令和４年度	87	166,764,345
令和３年度	129	231,040,405
令和２年度	170	317,149,500
令和元年度	128	247,756,409
平成３０年度	186	291,425,000

【参考：法の抜粋】

法第４条（住宅の防音工事の助成）

国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置

を採るものとする。



(5) 農耕阻害損失補償（法第 13 条）

入間飛行場の南進入表面下において農業を営む方が航空機の離着陸によって被る損失の補償です。

【実績】

年 度	申請者数（人）	面 積（㎡）	補償額（円）
令和 4 年度	4	5,146	88,955
令和 3 年度	4	5,146	56,314
令和 2 年度	5	6,187	60,000
令和元年度	5	6,187	69,693
平成 30 年度	5	6,187	63,795

【参考：法の抜粋】

第 13 条（損失の補償）

自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの

(6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

固定資産税の代替的性格を基本とする用途の制限のない一般財源として毎年度交付されるものです。

【実績】

年 度	基地交付金（円）	前年比（％）
令和４年度	78,046,000	100.16
令和３年度	77,920,000	100.63
令和２年度	77,429,000	98.90
令和元年度	78,290,000	99.00
平成３０年度	79,081,000	135.29

５．騒音測定結果

(1) 埼玉県調査

測定地 … 所沢市立宮前小学校（所沢市東狭山ヶ丘）滑走路からの距離 2.0 km

※市内には、埼玉県が設置する測定箇所なし

年 度	Lden値	騒音発生回数 上段：総数 下段：1日平均	有効測定日数
令和４年度	57	14,107	365
		39	
令和３年度	56	16,958	365
		46	
令和２年度	56	13,402	365
		37	
令和元年度	56	12,922	365
		36	
平成３０年度	57	15,320	365
		42	

※Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い、1日の時間平均をとって評価した指標であり、単位はデシベルである。平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられている。

(2) 北関東防衛局調査（住宅防音工事関係）

測定地 … 入間市立東町小学校（平成 28 年 12 月から測定開始）

年 度	L den 値	騒音発生回数 上段:総数 下段:1 日平均
令和 4 年度	47.7	5,675
		16
令和 3 年度	49.2	6,914
		19
令和 2 年度	47.1	5,373
		15
令和元年度	50.3	6,355
		17
平成 30 年度	49.3	7,933
		22

6. 航空機騒音に関する苦情件数

年 度	苦情件数
令和 4 年度	15
令和 3 年度	32
令和 2 年度	16
令和元年度	14
平成 30 年度	12

Ⅱ 横田基地

1. 横田基地の概要

名 称： 横田基地

所在地域等：

市町名	提供面積 (km ²)	提供面積割合 (%)
福生市	3.317	46.5
瑞穂町	2.101	29.4
武蔵村山市	0.990	13.9
羽村市	0.417	5.8
立川市	0.290	4.1
昭島市	0.021	0.3
合 計	7.136	100.0

滑 走 路： 長さ 11,000ft (約 3,350m) 幅員 60m

米軍司令部： 在日米軍司令部、第5空軍司令部、
太平洋空軍音楽隊、米軍放送網 (A F E)、
沿岸警備隊極東支部 等

駐 留 部 隊： 第 374 空輸航空団、第 730 航空機動中隊 他

基地の人口： 軍人 約 3,600 人、軍属 約 700 人、家族 約 4,500 人、
日本人従業員 約 2,200 人

常 駐 機： C-130J、C-12J、UH-1N、CV-22

※ 航空自衛隊横田基地の概要は省略しています。

2. 横田基地のあゆみ

昭和 15 年 (1940)、陸軍立川飛行場の付属施設として建設された、多摩飛行場が前身です。太平洋戦争中は、新鋭戦闘機を筆頭とする航空兵器の審査を行う陸軍航空審査部が置かれました。敗戦後は、昭和 20 年 (1945) にアメリカ軍に接收されました。戦中、米軍は偵察機から従来把握していなかった日本軍飛行場の報告を受け、その基地を横田飛行場と名づけたことが由来となり、横田基地と呼ばれるようになりました。基地の拡張工事が行われ、昭和 45 年 (1960) 頃にはおおむね現在の規模となりました。

平成 24 年 (2012) 3 月に航空自衛隊の航空総隊司令部などが府中基地より移転し、航空自衛隊横田基地の運用が開始されました。

3. 補助事業

(1) 障害防止事業（法第3条第2項）

【推移】

区 分	事業費（円）	補助額（円）
令和4年度	—	—
令和3年度	—	—
令和2年度	—	—
令和元年度	121,173,741	90,879,000
平成30年度	6,012,794	4,509,000

※平成30年度、令和元年度対象事業…金子小学校防音補助事業

【参考：法の抜粋】

法第3条第2項（障害防止工事の助成）

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

(2) 防音事業関連維持事業（法第3条第2項関係）（9ページ参照）

横田基地による対象は、小学校6校、中学校3校、保育所1所です。

- ・小学校 … 東金子小学校、金子小学校、宮寺小学校、狭山小学校、仏子小学校、新久小学校
- ・中学校 … 西武中学校、東金子中学校、野田中学校
- ・保育所 … 宮寺保育所

【推移】

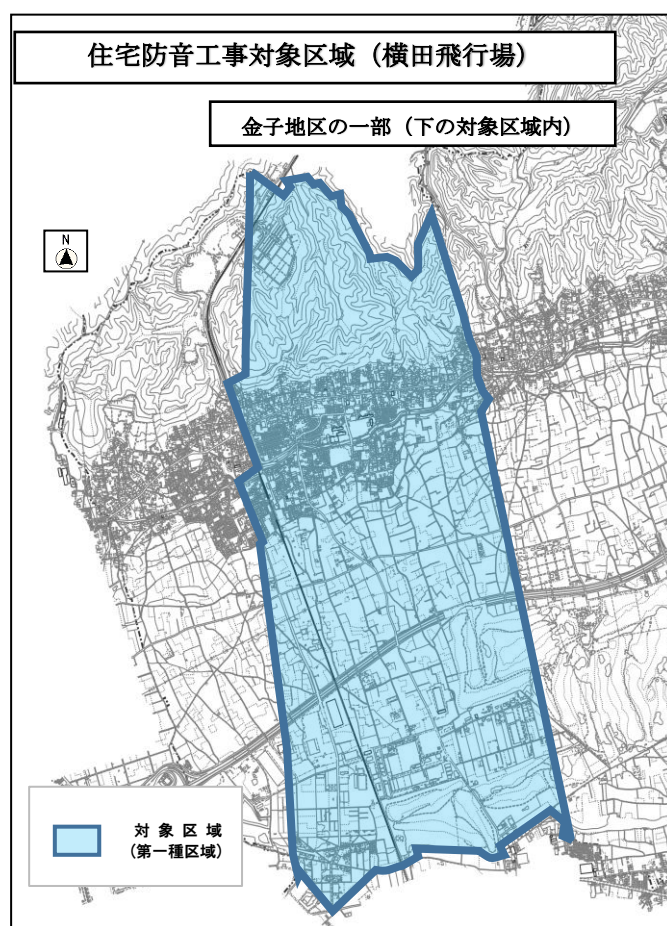
区 分	事業費（円）	補助額（円）
令和4年度	5,259,722	3,050,000
令和3年度	2,733,524	1,641,000
令和2年度	7,628,410	4,169,000
令和元年度	2,917,663	1,728,000
平成30年度	1,533,035	931,000

(3) 住宅防音工事（法第4条）（10 ページ参照）

横田基地（横田飛行場）に起因する住宅防音工事の実績は次のとおりです。

【実績】

区 分	世帯数	補助額（円）
令和4年度	31	50,027,218
令和3年度	56	114,867,713
令和2年度	43	66,250,214
令和元年度	32	48,976,140
平成30年度	46	67,645,000



4. 騒音測定結果

(1) 埼玉県調査

測定地 … 金子小学校（入間市西三ツ木）滑走路からの距離 5.5 km

年 度	L den 値	騒音発生回数 上段:総数 下段:1 日平均	有効測定日数
令和 4 年度	54	5,683	365
		16	
令和 3 年度	53	5,611	365
		15	
令和 2 年度	53	6,501	365
		18	
令和元年度	53	5,383	328
		16	
平成 30 年度	54	5,838	365
		16	

(2) 北関東防衛局調査（住宅防音工事関係）

測定地 … 入間市金子公民館（入間市寺竹）

年 度	L den 値	騒音発生回数 上段:総数 下段:1 日平均
令和 4 年度	54.3	5,077
		14
令和 3 年度	52.3	4,895
		13
令和 2 年度	52.7	5,621
		15
令和元年度	52.5	4,933
		14
平成 30 年度	53.6	4,741
		13

5. 航空機騒音に関する苦情件数

年 度	苦情件数
令和4年度	36
令和3年度	13
令和2年度	40
令和元年度	31
平成30年度	17

Ⅲ ジョンソン基地跡地利用

1. これまでの利用経過等

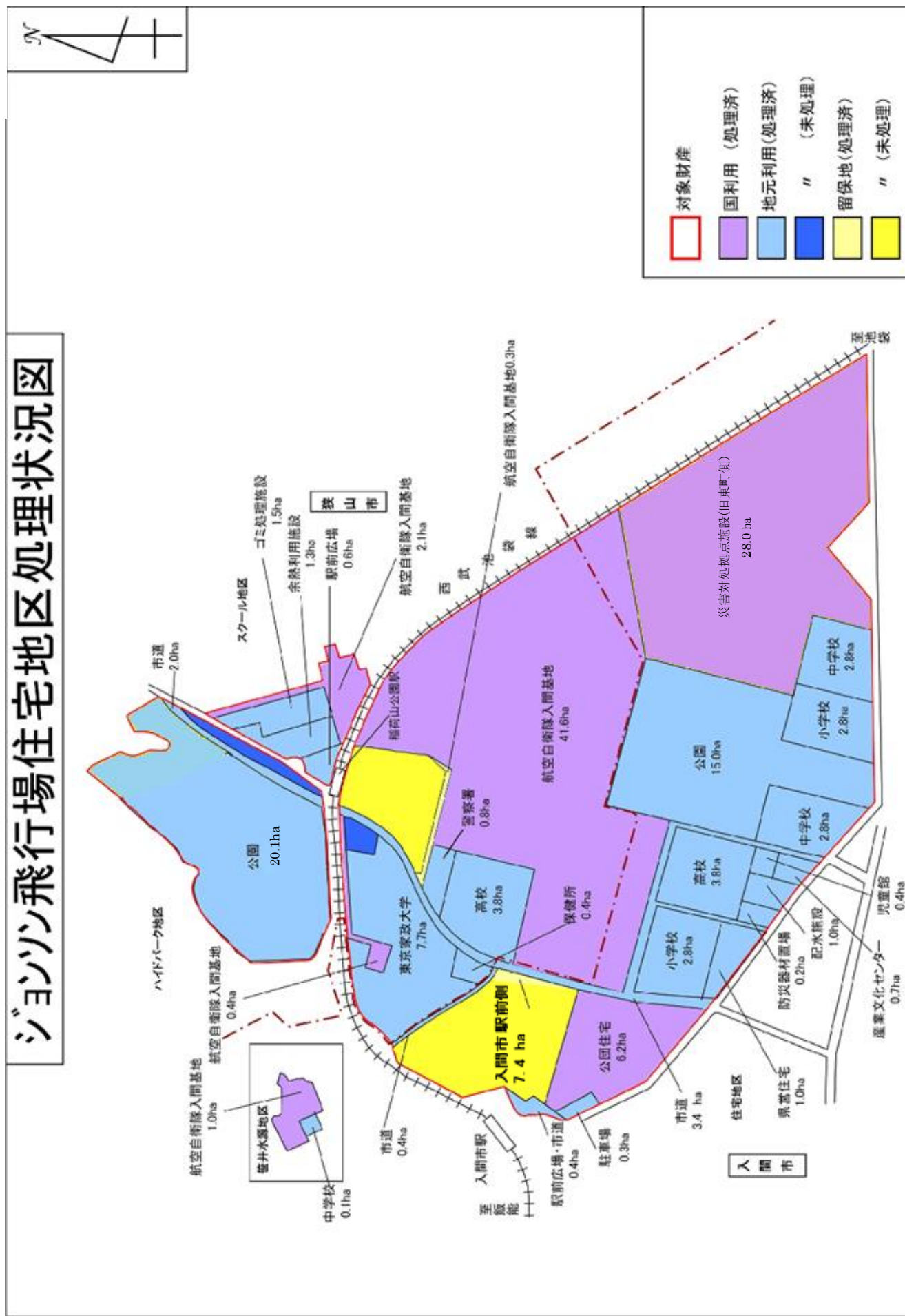
- | | | |
|-------|-----|---|
| 昭和37年 | 6月 | ・米軍から飛行場地区返還（197ha） |
| 48年 | 6月 | ・米軍からジョンソン基地の大部分が返還（163.1ha） |
| | 10月 | ・大蔵省より跡地の一部管理委託許可が決定 |
| 49年 | 5月 | ・市営駐車場敷地先行取得 |
| 52年 | 5月 | ・市営駐車場利用開始（5月1日） |
| | 12月 | ・入間市「ジョンソン基地跡地利用促進協議会」設置 |
| 53年 | 2月 | ・渉外知事会及び大蔵省による「第1次返還財産処理基準」合意（教育施設等）、同年4月火葬場、道路等合意、同年9月公園、社会福祉施設等合意、「三分割有償方式」 |
| | 6月 | ・ジョンソン基地の一部返還（水源地1.2ha） |
| | 9月 | ・ジョンソン基地の一部返還（通信施設等3.5ha全面返還） |
| 55年 | 1月 | ・国有財産無償貸付契約締結（1月31日）
入間市駅前広場敷地及び市道幹2号線（東京街道）の一部を先行取得 |
| | 3月 | ・国有財産無償貸付契約締結（3月31日）
東町小学校敷地及び黒須中学校敷地の一部を先行取得 |
| | 6月 | ・国有財産無償貸付契約締結（6月16日）
市道幹2号線（入曽街道）の一部 |
| | 12月 | ・促進協「基地跡地利用施設計画」地元案作成 |
| 56年 | 2月 | ・地元案合意 |
| | 4月 | ・東町小学校開校（4月1日） |
| | 8月 | ・入間、狭山市行政境界確認測量（8月～9月）
・黒須中学校敷地の一部（プール）の共用開始（8月1日） |
| | 12月 | ・ジョンソン基地跡地全体測量（56年11月～57年3月） |
| 57年 | 9月 | ・ジョンソン基地跡地内行政境界変更案入間、狭山両市合意
・入間市議会「市の境界変更について」原案可決 |
| | 12月 | ・入間、狭山市行政境界変更測量（57年12月～58年3月） |
| 58年 | 2月 | ・国有財産売買契約の締結（2月7日）
入間市産業文化センター敷地、豊岡小学校（移転敷地） |
| | 4月 | ・入間、狭山両市の行政境界変更の効力を有する旨自治省の告示（4月1日） |

- ・ 県立入間向陽高等学校開校
- ・ 国有財産無償貸付契約の締結（4 月 26 日）
市道幹 2 号線、市道幹 55 号線（縦貫道路）の道路用地、
細街路（市道 A579 号線、市道 A580 号線、市道 A581 号
線）
- 1 2 月 ・ 入間市駅南口交通広場利用開始（12 月 28 日）
- 5 9 年 2 月 ・ 国有財産売買契約の締結（2 月 29 日）
豊岡中学校（移転）用地
- 4 月 ・ ジョンソン基地跡地の町名変更が行われる（4 月 1 日）
大字黒須の一部、大字扇町屋、大字入間川を向陽台一丁目、
二丁目とする
- ・ 入間向陽台団地（県営住宅）157 戸入居開始
- ・ 豊岡小学校開校
- 1 0 月 ・ 市道幹 55 号線の一部を共用開始（10 月 17 日）
- 6 0 年 1 月 ・ 入間市産業文化センター開館（1 月 12 日）
- 3 月 ・ 国有財産無償貸付契約の締結（3 月 29 日）
道路用地〔市道 A604 号線（馬頭坂線）〕、配水場敷地（豊
岡配水場）
- 4 月 ・ 豊岡中学校開校（4 月 1 日）
- 6 1 年 7 月 ・ 国有財産売買契約の締結（7 月 7 日）
児童センター敷地
- 6 2 年 3 月 ・ 市道 A581 号線共用開始（3 月 3 日）
・ 市道 A579 号線共用開始（3 月 14 日）
・ 国有財産売買契約の締結（3 月 20 日）
東町中学校敷地、防災センター敷地
- 5 月 ・ 市道 A580 号線共用開始（5 月 9 日）
- 7 月 ・ 児童センター共用開始（7 月 1 日）
- 6 3 年 4 月 ・ 東町中学校開校及び防災センター共用開始（4 月 1 日）
- 5 月 ・ 豊岡配水場共用開始（5 月 6 日）
- 平成 5 年 3 月 ・ 県営公園〔（仮称）ジョンソン基地跡地公園〕用地取得契
約
- ・ 市道 A604 号線（馬頭坂線）西武池袋線立体交差架道橋工
事完了（3 月 31 日）
- 6 年 9 月 ・ 「入間市留保地利用計画検討委員会」設置（9 月 1 日）

- 8 年 3 月 ・「入間市留保地利用計画検討委員会」から市長に報告を行う
う(留保地利用計画報告書の策定をもって終了3月25日)
- 1 1 月 ・ジョンソン基地跡地利用計画審議会に対して、利用計画の
策定を諮問(11月12日)
- 1 0 年 4 月 ・県営公園「彩の森入間公園」開園
- 1 1 年 9 月 ・ジョンソン基地跡地利用計画審議会より、利用計画につい
て中間答申(9月7日)
- 1 2 年 4 月 ・入間市議会基地対策特別委員会が大蔵省に対して要望
(入間市駅前側留保地内に公共道路の先行取得4月13日)
- 1 5 年 6 月 ・財政制度等審議会から「大口返還財産の留保地の今後の取
扱い」を財務大臣に答申(原則留保から原則利用に方向転
換)(6月24日)
- 8 月 ・「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」財務省
通達
- 2 0 年 6 月 ・「ジョンソン基地跡地留保地利用計画書」を財務省に提出
- 2 1 年 4 月 ・市道A604号線(馬頭坂線)大型ブロック擁壁、法面、右
折車線部分を追加借用
- 2 3 年 2 月 ・入間市議会基地対策特別委員会が市長に対して留保地(入
間市駅側)の利用計画について提案(2月7日)
- 2 4 年 1 2 月 ・入間市議会基地対策特別委員会が市長に対して留保地の利
用促進を要望(2月27日)
- 2 5 年 1 2 月 ・都市計画道路馬頭坂線(市道幹62号線)供用開始(12月
19日)
- 2 6 年 9 月 ・防衛省から入間市に対し、東町側留保地の利用申し入れに
ついて、要請書の提出がなされる
- 2 6 年 1 2 月 ・ジョンソン基地跡地利用計画審議会に、ジョンソン基地跡
地留保地(東町側)の利用計画について諮問する(12月17
日第1回開催)
- 2 7 年 5 月 ・市民活動センターで、防衛省による東町留保地利用に関す
る市民説明会が開催される(5月29日、30日)
- 2 7 年 8 月 ・ジョンソン基地跡地利用計画審議会(通算9回目)におい
て、防衛省の利用申し入れに対し、市は同意すべきとの答
申がなされる(8月18日)
- ・ジョンソン基地跡地留保地(東町側)の防衛省による利用

		申し入れに対する要望書を防衛省北関東防衛局長に対して提出（８月２７日）	
２７年	９月	・東町側留保地の防衛省による利用要請について、正式に受け入れを表明（９月１８日） ・防衛省に対し正式に承諾回答文書を提出（９月２４日）	
２８年	６月	・東町側留保地の財務省から防衛省への所管換えが完了（６月８日）	
２８年	１２月	・市議会議長、市長それぞれから東町側留保地整備工事に係る周辺住民等への説明会を開催するよう北関東防衛局長に要望書を提出（１２月５日）	
２９年	７月	・東町公民館にて、北関東防衛局による「住民説明会」の開催（７月２７日）	
２９年	８月	・北関東防衛局による旧東町側留保地の整備工事が開始（８月２１日）	
３０年	１月	・災害対処拠点施設内に整備される陸上競技場及びサッカー場兼ソフトボール場の具体的な市民利用等に向けた意見交換を北関東防衛局、入間基地、入間市の３者で実施（１月２５日）	
３０年	１２月	・北関東防衛局より、旧東町側留保地の工事中にＰＣＢやベンゼンの基準値を超えた廃棄物（ドラム缶）を発見したと、市に情報提供。市はこの情報を受け、同日付で要請文を北関東防衛局長に提出（１２月１３日）	
令和	元年	８月	・北関東防衛局から「旧東町側留保地の工事中に発見された廃棄物（ドラム缶）の処理及び廃棄物周辺の土壌処理」の完了について市に情報提供（８月２２日）
	３年	８月	・陸上競技場等の有効かつ円滑な市民利用の実現に向けて「入間基地災害対処拠点施設等に係る要望書」を防衛大臣に対して提出（８月２日）
	１１月	・入間市駅前側留保地の活用に向けて、「ジョンソン基地跡地留保地利用計画書」の見直しに向けた基本方針を策定し公表 ・入間市駅周辺のまちづくりのコンセプト等を検討するにあたり、独立行政法人都市再生機構と「入間市駅周辺地区におけるまちづくりの推進に関する基本協定」を締結	

- | | | |
|-----|-----|---|
| 4 年 | 1 月 | ・ 東町側留保地が、防衛省により入間基地災害対処拠点施設等として整備完了 |
| | 4 月 | ・ ジョンソン基地跡地利用計画審議会に「ジョンソン基地跡地留保地利用計画の見直しについて」を諮問 |
| | 5 月 | ・ 入間基地病院グラウンドの市民利用が開始 |
| 5 年 | 4 月 | ・ ジョンソン基地跡地利用計画審議会から「ジョンソン基地跡地留保地利用計画の見直しについて」の答申がなされる |
| | 9 月 | ・ 自衛隊入間病院が、埼玉県知事から救急病院として認定
・ 新たな「ジョンソン基地跡地留保地利用計画」を策定 |



2. ジョンソン基地跡地留保地利用計画

留保地は、地方公共団体が策定する利用計画を踏まえて土地利用が進められることとなっており、本市では、平成20年に、ジョンソン基地跡地留保地（入間市駅前側、東町側）の活用に向け、市が用地取得及び開発整備をすることを前提として、道路整備やゾーニングを定めた利用計画を策定し、国に提出しました。

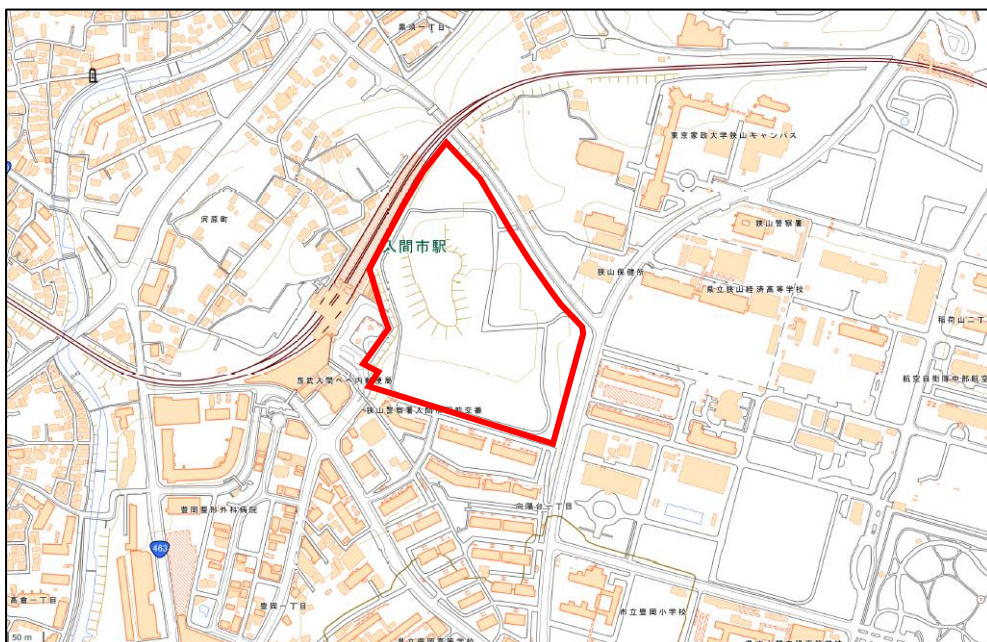
東町側留保地については、防衛省から災害対処拠点施設として整備することの申し出を受け、令和4年3月から災害対処拠点施設として活用されたものの、入間市駅前側留保地については、利用計画が市による用地取得を前提としていたことから、厳しい財政状況の中、15年以上経過した現在も活用に至っていません。

(1) 入間市駅前側留保地

財務省では、民間による留保地の活用も進めており、地方公共団体が目指すまちづくりへ配慮することを前提に、各都市で、民間の企画力・知見を反映させた土地利用が実現しています。

そのため、平成20年策定の旧利用計画を見直し、本市のまちづくりに沿い、かつ民間の企画力・知見を活かした留保地活用が実現するよう、入間市駅前側留保地の活用に向け、まちづくりの基本理念、整備コンセプトといった土地利用の基本方針を定めた新たな利用計画を令和5年9月に策定しました。

今後は、この基本方針を踏まえ、引き続き、官民連携による柔軟な活用を視野に、入間市駅前側留保地における開発条件や企業ニーズなどを調査・研究しつつ、地域住民の理解のもと、実現可能な土地利用計画の策定を進めます。



出典：地理院地図（電子国土）Web

(2) 旧東町側留保地（災害対処拠点施設等）

旧東町側留保地は、平成 28 年 6 月に財務省から防衛省に所管換えがされ、防衛省によって災害対処拠点施設等に整備されました。

- ・ 全国 16 か所に散在する自衛隊病院を整理・統合し、集約化に伴い、「自衛隊入間病院」を整備
- ・ 災害時に部隊の展開、活動拠点としての利用及び物資の集積のための展開用地を整備（平常時は入間基地所在部隊の訓練を実施）
- ・ 訓練場の一部は、入間基地が使用していない時間帯かつ土・日、休日及び平日夜間に市民の利用ができる運動場を整備

【ゾーニング】

- ・ 病院地区 自衛隊入間病院
- ・ 訓練場 入間基地所在部隊の訓練用地
- ・ 開放区域 訓練場の一部を運動場として整備



書 名 入間市の基地対策
発行年月 令和6年3月発行
編 集 企画部企画課